

第1839号
令和6年6月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その相手方に事前に
防御の機会が与えられなかったからといって、憲法31条の法意に反しない

(令和5年(行ツ)第334号・令和6年5月7日 第三小法廷判決 裁却)

◎記事

3

- 叙位・叙勲(3月分、死亡者のみ)
- 人事異動(5月3日~5月17日)

◎法律等

4

- 総合法律支援法の一部を改正する法律について
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

◎政令

4

- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記
録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

裁判例

民事

◎ 法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その相手方に事前に防御の機会が与えられなかつたからといって、憲法31条の法意に反しない

件名 法人税青色申告承認取消処分取消請求事件

最高裁判所令和5年(行ツ)第334号
令和6年5月7日 第三小法廷判決棄却

上告人 株式会社轟企画

被上告人 国

原審 福岡高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

1 上告代理人金谷比呂史の上告理由のうち憲法31条違反をいう部分について

論旨は、行橋税務署長が令和元年12月10日付けて上告人に対してした、上告人の平成30年7月1日から令和元年6月30日までの事業年度以後の法人税に係る青色申告の承認の取消処分(以下「本件処分」という。)につき、事前に防御の機会が与えられなかつたことをもって、本件処分が違憲である旨をいう。

しかしながら、法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分については、その処分により制限を受ける権利利益の内容、性質等に照らし、その相手方に事前に防御の機会が与えられなかつたからといって、憲法31条の法意に反するものとはいえない。このことは、最高裁昭和61年(行ツ)第11号平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁の趣旨に従して明らかである。本件処分に所論の違憲はなく、論旨は、採用することができない。

2 その余の上告理由について

論旨は、違憲をいうが、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官渡邊惠理子の補足意見がある。

裁判官渡邊惠理子の補足意見は、次のとおりである。

多数意見が言及する平成4年大法廷判決は、行政処

分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであつて、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である旨判示している。多数意見は、このような枠組みの下での総合較量に基づいており、特定の考慮要素のみに基づくものではないが、私において特に明確にしておきたい2点を補足することとする。

まず、法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分については、専門性を有する第三者的機関ともいい得る国税不服審判所における充実した審査請求手続が設けられている。もとより、単に事後手続が設けられていることをもって、事前手続が憲法上必要でないと断することはできないが、上記審査請求手続の内容等は、上記の総合較量において考慮されるべき要素の一つとなるものと考える。

次に、多数意見と同旨を判示した最高裁平成3年(行ツ)第93号同4年9月10日第一小法廷判決・判例集不登載が出されて以降、不利益処分に係る事前手続の保障の原則を内容とする行政手続法の制定などの事情の変化もみられるところであるが、多数意見は、関係規定の制定経緯等に鑑み、こうした事情の変化も念頭に置いた上で、憲法判断の変更は要しないと判断したものである。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

1 私は、多数意見の1とは見解を異にするので、以下、その点につき述べる。

2(1) 処分庁が不利益処分を行う場合には、誤った不利益処分による権利侵害が行われないように事前にその根拠法条とそれに該当する事実を通知し、相手方に事前に意見陳述の機会を保障することが、憲法上の適正手続として要請されるのが原則であり、法人税法127条1項の規定による青色申告の承認の取消処分(以下、本反対意見においては「青色申告承認取消処分」という。)について、その例外を認めるべき合理的な理由は見いだし難い。

(2) この点に関し、原判決は、国税通則法74条の14第1項が、青色申告承認取消処分を含む「国税に関する法律に基づき行われる処分」について、行政手続法第3章(不利益処分)の規定(同法14条の理由提示の規定を除く。)の適用を除外していることに触れ、こうした適用除外が認められている理由として、①金銭に関する処分であるから事後的な手続で処理することが適当であり、事後的な手続として、国税不服審判所長に対する審査請求等の不服申立手続が整備されていること、②大量・反復的に行われること、③限

られた人員で適正・公平・迅速に手続の処理を図らなければならぬこと、④処分理由の提示が要求されていること等の理由を挙げており、上記①～④の各点をもって、上記(1)の意味での例外を認めるべき合理的理由と捉えているように見受けられるが、いずれの点も合理的な理由たり得ない。その理由は、次のとおりである。

①については、国税不服審判所長に対する審査請求は、一般の不服申立て手続と比較して審査庁の独立性に配慮されているが、そもそも、憲法31条は、違法又は不当な処分がされないように適正な事前手続を要請しているのであり、事後の救済手続が整備されていれば、事前手続がおよそ不要であるということにはならないことはいうまでもない。現行法上も、第三者的な立場にある審査庁への審査請求が行われることのみをもって、事前手続を不要としているものとは解されない。なお、行政手続法13条2項4号は、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」については、事前の意見陳述手続に関する同法の規定の適用を除外しているが、同号は、青色申告承認取消処分のように、納付すべき金銭の額の確定等の前提となる相手方の地位の得喪に関する処分を対象としていない上、そもそも同号は、それに該当する場合に一律に同法により事前の意見陳述手続を義務付けることはしないとするにとどまり、各処分の類型に応じて、憲法の適正手続の要請により事前の意見陳述手続が必要になり得ることを否定する趣旨でもないから、同号の存在は、上記の合理的な理由とは結び付かない。

②については、申告納税制度は、個々の納税者の申告によって租税債務を確定することを原則とする制度であり、更正処分についても、個々の申告について慎重に調査し、修正申告の懲罰という形での事前手続が事実上とられることが少なくないともいわれる。いわんや青色申告承認取消処分については、相手方に対する不利益の大きさに鑑み、個々の事案ごとに慎重な事実確認がされているはずであり、個々の事案について慎重に検討する余裕がない大量・反復事案であるとして、粗雑な対応がされているわけではないと考えられる。青色申告承認取消処分が大量・反復的に行われるから、事前手続をとっている余裕がなく、事実誤認に対する救済は専ら事後手続に委ねる仕組みが採用されているという理解は、我が国の実際の税務行政の姿から乖離しており、むしろ我が国の税務行政を過小評価することになると思われる。

③については、少なくとも弁明の機会の付与に相当する手続であれば、弁明書の提出期限を1週間程度と

することも許容されると考えられるので、迅速性の要請等が、事前の意見陳述手続を全く保障しないことの合理的な理由になるとは考え難い。なお、青色申告承認取消処分が、行政手続法13条1項1号イの「許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき」に相当することに照らせば、「適正・公平」な手続のためには、聴聞に匹敵する事前手続がとられることが（憲法上必要不可欠とまでいえるかはひとまずおいても）望ましいと解されるが、聴聞は1回の期日で終結することが通常であると思われ、また、通知された青色申告承認取消しの原因となる事実が自認されるために聴聞の期日を開かないことになる場合も少なくないと思われるに加えて、我が国の税務職員の質及び量にも照らせば、聴聞に相当する手続をとることが、迅速性の要請に照らして無理を生じさせるとまでは思われない。

④については、処分理由の提示は、処分庁が原処分を行うに当たり、その慎重合理性を担保する機能、相手方の不服申立ての便宜を図る機能を有するが、そのことと、事前に意見陳述の機会を保障されることとは意義を異にするのであり、そうであるからこそ、行政手続法は、不利益処分について、事前の意見陳述手続（同法13条）と理由提示（同法14条）の規定を別個独立のものとして設けたのである。したがって、理由提示が行われることは、事前の意見陳述手続が不要である理由には全くならない。

3 以上によれば、上告理由のうち憲法31条違反をいう部分には理由があり、本件処分は違憲であるから、原判決を破棄し、第1審判決を取り消し、本件処分の取消請求を認容すべきである。

このような私の立場からは、本判決の多数意見と同旨を判示した最高裁平成3年（行ツ）第93号同4年9月10日第一小法廷判決・判例集不登載は、変更すべきこととなる。

（裁判長裁判官 渡邊恵理子 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官
今崎幸彦）

記事

◎叙位・叙勲（3月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和6年3月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

定年退官

さいたま家庭裁判所長 鹿野伸二 (5月3日)

さいたま家庭裁判所長 高山光明

広島家庭裁判所長 濱口 浩

高松高等裁判所判事 森實将人

広島地方・家庭裁判所福山支部長 絹川泰毅

広島地方・家庭裁判所呉支部長 山口格之

広島地方・家庭裁判所呉支部長 明石 聖 (以上5月4日)

東京簡易裁判所判事 馬場俊宏

事務総局参事官 濱戸口壯夫 (以上5月7日)

仙台高等裁判所判事 見米 正

仙台高等裁判所判事 伊藤 繁 (以上5月8日)

定年退官 坂田知久

さいたま簡易裁判所判事 濱崎良三 (以上5月9日)

川崎簡易裁判所判事 土田昭彦

東京高等裁判所判事 太田晃詳

千葉家庭裁判所長 佐久間健吉

札幌高等裁判所判事 小河原 寧

横浜地方・家庭裁判所横須賀支部長

さいたま家庭・地方裁判所判事 飯畠勝之

さいたま家庭・地方裁判所判事

東京高等裁判所判事 濑戸啓子

さいたま簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事 山田千秋

東京簡易裁判所判事 土肥直樹

川崎簡易裁判所判事 高津佐邦弘

甘木簡易裁判所判事

福岡簡易裁判所判事 松本利幸

依頼退官 (以上5月10日)

東京高等裁判所判事

定年退官 菊池則明

新潟家庭裁判所長 末松宏之

福岡簡易裁判所判事 (以上5月12日)

新潟家庭裁判所長

函館地方・家庭裁判所長 内田博久

函館地方・家庭裁判所長

東京高等裁判所判事 角井俊文

(以上5月13日)

定年退官

東京高等裁判所判事 相澤 哲

(5月14日)

東京高等裁判所判事

岡山地方裁判所長 谷口 豊

岡山地方裁判所長

大分地方・家庭裁判所長 森富義明

大分地方・家庭裁判所長

横浜地方・家庭裁判所川崎支部長 岡部純子

横浜地方・家庭裁判所川崎支部長

東京高等裁判所判事 榆井英夫

(以上5月15日)

東京家庭裁判所判事補 川淵達也

(5月16日)

定年退官

福岡簡易裁判所判事 須田啓之

(5月17日)

法

律

等

《総合法律支援法の一部を改正する法律について》

(令和六年四月二四日公布 法律第一九号)

(令和六年五月一日公布 政令第十八〇号)

標記の法律（令和六年法律第十九号）が、令和六年四月二十四日に公布されました。この法律は、附則第一項の規定により、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

この法律は、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センターの業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加する措置を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。

（法文及び新旧対照条文は、令和六年五月十日付け最高裁判三第二百六十号で通知したとおりです。）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(令和六年四月一二日公布 法律第一四号)

法律の内容は、配信済みの法律案のとおりである。また、その主な内容は、本誌第一八三四号（三月一五日付け、四ページ）に掲載されたとおりである。

政

令

内閣は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年六月二十日とする。

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和6年3月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	佐 藤 治 隆	3. 2	従五位
元高松家庭裁判所事務局長	仲 原 正	3. 3	正五位
元日本弁護士連合会理事	佐 伯 善 男	3. 3	従五位
元福岡家庭裁判所事務局長	小 山 憲 佑	3. 14	従五位
元名古屋高等裁判所長官	野 崎 幸 雄	3. 19	正三位
元日本弁護士連合会常務理事	北 尾 強 也	3. 21	従五位
元旭川地方・家庭裁判所長	山 口 和 男	3. 22	正四位